

令和7年4月10日

関係者各位

行政処分に関する改善状況について

謹啓

特別養護老人ホーム長船荘の運営に当たりましては日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年12月16日付けで、岡山県知事から身体的虐待及び心理的虐待を理由とする行政処分を受けたことに伴い、次のとおり、改善に取り組んでいますのでお知らせします。

1 研修（3月実施分）

日付	内容	目的	対象者
3/4	虐待防止・身体的拘束廃止【座学】	身体的虐待の再発防止に関する知識習得	全職員
3/4.5	虐待防止・身体的拘束廃止【介護技術】	身体的虐待の再発防止に関する技術習得	介護職員
3/7	虐待防止・身体的拘束廃止【座学】 (注：3/4とは別の講師)	身体的虐待の再発防止に関する知識習得	全職員
3/12	おしめの当て方等について【実技指導】	おしめの当て方についての技術習得	介護職員
3/18	感染症対策【座学及び実技指導】	感染症対策に対する知識・技術の習得	介護職員 看護職員
19	接遇研修【座学】	接遇に関する知識習得	全職員
25	ストレスマネジメント、アンガーマネジメント【座学】	感情をコントロールするための知識習得	全職員
27	便漏れ、投薬等について【座学及び実技指導】	認定看護師から便漏れや投薬に関する知識・技術の習得	介護職員 看護職員

上記のうち、虐待防止・身体的拘束廃止【介護技術】については、当面の間、毎月継続して実施します。

なお、実施に当たっては、入所者様ひとりひとりに寄り添った指導を受け、より質の高い介護を目指しております。

また、2月以降も研修等を継続することで更なる改善を図り、再発防止に努めます。

2 虐待防止・身体的拘束等の適正化のための指針を整備

現行のマニュアルに追加して、2月に開催する委員会において、老施協のモデルを参考に制定しました。

- 3 居室内への監視カメラの追加
デモ機を設置し、機種選定を検討中。
- 4 介護職員の人材育成
外部専門家によるヒアリングが終了。4月以降、研修計画を策定予定。
- 5 職場環境改善
(1) 就業規則について、①試用期間を6か月から3か月に短縮、②選択定年制度を削除、③嘱託職員規程の定年を廃止、④臨時職員規程に特別休暇の取り扱いを追加、の改正を行いました。
(2) 給与規程について、新たにリーダー手当を新設しました。
- 6 地域交流事業の取組
ご家族の施設見学、ボランティア受け入れ等を行います。
ご家族の施設見学について、外からガラス越しになりますが、入居者様の居室をご見学頂いたご家族様がいらっしゃいました。ご希望される人はお電話ください。
- 7 第三者評価の受審
岡山県から「実施した措置について、自ら行う評価に留まらず第三者評価などの外部の者による客観的な評価を加え、その効果を検証すること」と指摘されていることから、受審に向けて情報収集を行っております。
- 8 その他
(1) 職員の退職に伴い、4月から洗濯業務を外部委託しました。このため、新たに服をご用意頂きありがとうございました。なお、長船荘で働きたい人がいましたらご紹介ください（別紙参照）。
(2) 入所者様の中には、長船荘の食事では満足できず、外出してお好み焼きや寿司が食べたいという意見がありました。3月には、職員が入所者様及びご家族につきそってお寿司を食べていただきました。4月には、天ぷらを食べたい方の外食を予定しています。ご希望の方はご連絡ください。
(3) カスタマーハラスメント研修を実施した結果、残念ながらカスタマーハラスメントに該当する事例が複数ありました。職員の安全確保等のため、長船荘からの退所等について協議させていただく場合がありますので、ご了承願います。
(4) 連絡先に変更があったときには、速やかに長船荘までお知らせください。長船荘から電話して連絡がとれず、困る事例が発生しています。

謹白

【連絡先】（電 話） 0 8 6 9 - 2 6 - 5 0 6 8

（メール） osafune@d9.dion.ne.jp

（FAX） 0 8 6 9 - 2 6 - 5 0 8 9

